

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和8年7月29日)

京都労働局長(当局)は、令和8年7月29日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この概要は、以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

新型コロナウイルス感染症の影響による景気低迷や雇用不安が生じる中、雇用調整助成金など労働行政が重要な役割（リーマンショックや東日本大震災の際に比べて失業率を大きく抑制）を果たし、大きな成果を上げてきた。

現在は新型コロナ関連の事後処理業務に加え、政府の重要施策である賃上げの推進、成長分野への労働移動、リスクリング支援など、労働行政に求められる役割は一層拡大している。一方で、ここ5年は増員基調にあるものの、5年ごとに実施されている定員合理化計画については、業務量を見越した一律・機械的な削減を強行させないように求めている。国民へのサービスの維持・向上及び職員の健康確保の観点から、京都労働局の体制についての認識と人材確保のための対応方針を明らかにすること。

【当局】

新型コロナ関連の事後処理業務が継続する中、経済政策や少子化対策等と連動した各種重要施策が進められており、今後も新たな業務への対応が求められている。

こうした行政需要及び業務の増大に対し、現状の人員体制では限界に達していると認識している。このため、職員の大幅増員と負担の軽減に向け、あらゆる機会をとらえて、関係機関に要望してまいりたい。

2 【全労働京都支部】

物価高騰が続く中、人事院勧告は若年層に限定した不十分な賃上げに終始している。一方、民間企業では過去に例を見ない水準の賃上げが実現しており、全世代の賃上げが図られなければ、中堅・高齢層職員のモチベーション低下を招くおそれがある。また、将来に希望を持たない若年層の公務員離れにもつながりかねないことから、賃金制度の改悪を行うことなく、処遇改善を図ること。

【当局】

給与制度は、職員の生活設計に大きな影響を及ぼすものであり、職員の士気にも深く関わる重要な事項であると認識している。そのため、全職員にとって納得感のある制度であることが重要であると考えている。

当局としては、職場の実情や職員の給与・生活実態等を踏まえ、適切な処遇改善が図られるよう関係機関に対して強く要望してまいりたい。